

富山県立八尾高等学校野球部OB会会則

(名称及び事務局)

第 1 条 本会は、富山県立八尾高等学校野球部OB会と称し、事務局を事務局長の現住所と同一とする。

(目的及び事業)

第 2 条 本会は、会員の親睦と現役生徒の活動に助力すること、及び後援会の協力と地域社会のスポーツ発展に貢献することを目的とし、その目的達成のために必要な事業を行う。

(会 員)

第 3 条 本会の会員は、富山県立八尾高等学校野球部に在籍した者を原則とする。

(役 員)

第 4 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副 会 長 若干名 会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 幹 事 原則として卒業年度別に1名とし、幹事会を組織して重要な会務について審議するとともに、会の運営にあたる。
- (4) 事務局長 1 名 会長の命により、本会の事務及び会計を統括する。
- (5) 会 計 2 名 会長の命により、会計の事務を行う。
- (6) 監 事 2 名 会計状況を監査し、総会において報告する。

(役員を選出及び任期)

第 5 条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長・監事は、総会において選出する。
- (2) 幹事は、各卒業回期生で互選する。
- (3) 事務局長・会計は、会長が委嘱する。

2 役員任期は2年とし、再選を妨げない。

(顧 問)

第 6 条 本会に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は会長の推薦により、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- (2) 顧問は会長の諮問に応ずる。

(会 議)

第 7 条 総会は、年1回(6月下旬)とし事業及び決算等について審議し議決する。

尚、必要の場合は臨時総会を開くことができる。

- (1) 総会及び臨時総会は、会長が議長となり会議の運営に当たる。
- (2) 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。
- (3) 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

(会 計)

第 8 条 本会の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 年会費 5,000円 1口以上
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(会計年度)

第 9 条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日をもって終わる。

(会則の改正)

第 10 条 本会の会則は、総会の議決を経て改正することができる。

(附 則)

この会則は、平成25年6月22日から適用する。